



一般財団法人
日欧産業協力センター
EU-Japan Centre
for Industrial Cooperation

〒108-0072
東京都港区白金1-27-6
白金高輪ステーションビル4階

TEL: 03-6408-0281
FAX: 03-6408-0283

E-MAIL :
eujp-info@eu-japan.or.jp

一般財団法人日欧産業協力センター レポート

欧洲 グリーンディール EU Policy Insights

Vol.13
2022年4月

- 本レポートは、執筆者の個人的見解に基づき作成されたものであり、当センターの公式見解を示すものではありません。
- 本レポートの内容は別途記載がない限り執筆時点で入手している情報に基づくものであり、その後の状況変化や追加政策発表により変わる場合があります。
- 本資料の記述箇所についてのお問い合わせは以下にお願いいたします。 eujp-info@eu-japan.or.jp
- 本資料の記述から内容を発展させた、EU政策全般のご質問にはお答えしておりませんのでご了承ください。

Vol.13 2022年4月 EUのサーキュラーエコノミー政策 (概説)

主席研究員 新開裕子

※緑太字下線の用語は、後半の用語解説に詳細を記載しています。

EUでは、2022年3月30日、サーキュラーエコノミー関連の重要な新法案パッケージが発表された。EUのサーキュラーエコノミー政策は、2015年に最初のアクションプランが採択されて以降、2019年12月の欧州グリーディールで中核政策のひとつに位置づけられ、さらに2020年発表の新たなアクションプランを経て、今回の新法案パッケージ提案に至った。

新法案パッケージのうち、既存のエコデザイン指令を改正する法案では、従来、一部のエネルギー関連製品に限定して適用されてきた循環性、再生利用等を求める規制をより幅広い産業製品群に適用することが提案されている。実施されれば、繊維、建築資材、バッテリー、容器包装、家電等重点セクターに大きな影響を及ぼす。また、これら優先順位の高い製品カテゴリーについてはEU域内で共通ルール化を推進する方向性も示された。これまでEU加盟国の規制枠組みに則って体制を整備してきた本邦企業にとっては、中長期的なスパンでの対策見直しが必要になる可能性がある。

本稿では、EUにおけるサーキュラーエコノミーの取組みの流れを整理した上で、最近の主な政策の概要を簡単に紹介する。次号以降、重点セクターを個別に取り上げて解説する予定。

線形経済 (Linear Economy) から循環経済 (Circular Economy) へ

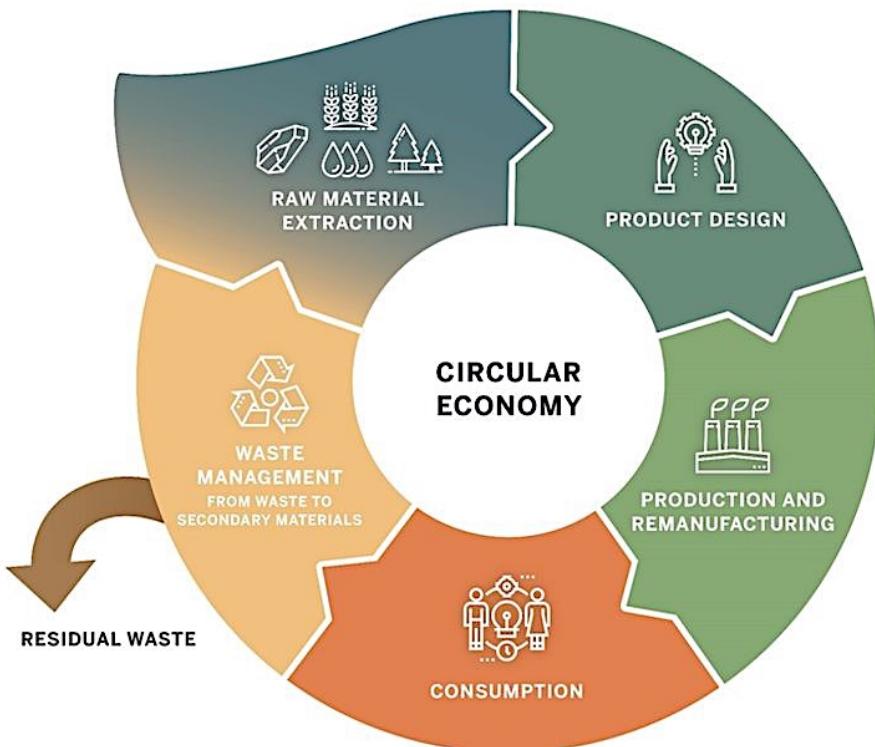
産業革命以降、「Take-Make-Waste」の経済活動、すなわち、資源やエネルギーを調達して、製品を大量生産し、使用後廃棄するという一方通行のリニアエコノミー（線形経済）を前提に世界は経済成長を遂げてきた。これに対し、サーキュラーエコノミー（循環経済）とは、従来廃棄が前提とされていた使用済製品を新たな資源として再活用することで廃棄物ができるだけ出さないという考え方。使用後廃棄される線形の構造とは異なり、円形の閉じられたループの中で資源が循環し続けるクローズドループ（ループ経済。economy in loops）の概念に基づく(*1)。

近年、より循環的な社会・経済への転換を目指す動きが世界中で見られる。なかでも日本での資源循環に向けた取組みは早く、2000年を「循環型社会元年」として循環型社会形成推進基本法（循環基本法）を制定。生産者が、自ら生産する製品等について廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立した。さらに、容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電といった個別物品の特性に応じたりサイクル法制・システムを世界に先駆けて確立・実行してきた。



サーキュラーエコノミーの概念は、資源循環だけでなく、資源回収・再利用を前提に原材料調達・製品設計・デザインを行うなどバリューチェーンやサプライチェーン全体での抜本的なビジネスモデル変革を通じて、経済成長と雇用創出の効果も期待されている点に特徴がある。EUではこのような概念を欧洲グリーンディールと強く結びつけて展開しており、2030年に向けた新たなビジョンとして一連のサーキュラーエコノミー政策を打ち出している。

[図表1：サーキュラーエコノミー概念図]



(出所：欧州委員会)

EUにおけるサーキュラーエコノミー政策の潮流

1. 初期フェーズ

遡れば欧洲では、1960年代から環境保護の取組が行われてきたが、共同体としての環境政策が始まったのは1973年前後（EU環境政策の歴史については本レポート連載2021年5月31日号参照）。現在のサーキュラーエコノミーに通じる概念として、1970年代後半、欧州委員会に向けて出された報告書（*2）の中でループ経済への移行が示唆されている。

このような考え方方が具体的に政策に導入され始めたのは2000年代以降。2002年7月に第六次環境行動計画が採択され、これを受けて2005年12月、欧州委員会はThematic Strategy on the Sustainable Use of Natural Resources（*3）を発表した。環境破壊と資源の枯渇に警鐘を鳴らし、業界横断的に資源の効率的な利用とデータ活用に向けて、EU、加盟国、そして世界の一致した対応を求める内容となっている。

2. (第一次) サーキュラーエコノミー行動計画 (2015年12月)

2015年12月、EUは、最初のサーキュラーエコノミー行動計画 (CEAP : Circular Economy Action Plan "Closing the loop - An EU action plan for the Circular Economy" (*4) を発表。サーキュラーエコノミーの実現に向けたEU域内共通の枠組みを提案した。具体的には、プラスチックや水、重要な原材料 (CRM : critical raw materials) 、建設解体等を優先分野に指定し、これらセクター・製品に係るバリューチェーンについてEUレベルでの循環システム構築を目指した。また、取組みの進捗をモニタリングするための指標やモニタリング制度が整備され、廃棄物に関する法令改正も提案された。

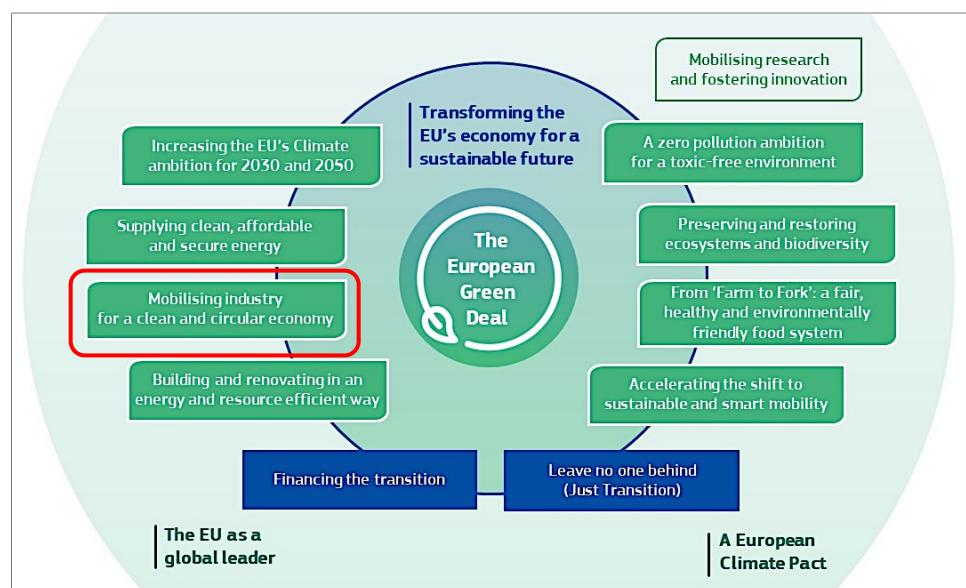
CEAPの冒頭で、サーキュラーエコノミーは欧洲経済にとって資源枯渇から産業を守り、イノベーションによって新たな雇用を生み出す、競争力強化の機会であると述べられている。サーキュラーエコノミーへの転換を提唱したエレン・マッカーサー財団のレポート (*5)にも言及し、環境保護にとどまらない、サーキュラーエコノミーの幅広い効用を論じている。

3. 欧州グリーンディールの中核政策に位置付け (2019年12月)

2019年12月に発表された欧洲グリーンディールでは、EUが目指す気候中立の実現には、経済成長と資源消費との切り離し (デカップリング) 、ならびに、資源効率的な経済への移行が不可欠とされている。サーキュラーエコノミーは気候中立目標達成の前提条件と捉えられ、循環性と温室効果ガス削減のシナジーを高めることを求めている。そのような社会に向けて産業界・バリューチェーン全体を変革するには1世代分 (25年) の歳月がかかることから今後5年以内に対策を講じなければならないとして、以下の施策・方針が挙げられた (*6)。

- 新たなサーキュラーエコノミー行動計画の策定。
- 繊維、建設、エレクトロニクス、プラスチックなど資源集約型産業に対する重点施策。
- 消費者にサステナブルな商品の購買を促す仕組み、情報開示の促進。
- グリーンウォッキングの防止。
- EV車載バッテリー等あらゆるバッテリーの循環性に係わる法整備。
- デジタル技術の活用。

[図表2：欧洲グリーンディール全体像]



(出所：欧洲委員会)

4. 新・サーキュラーエコノミー行動計画（2020年3月）

欧洲グリーディールでのコミットメントに基づき、2020年3月、新・サーキュラーエコノミー行動計画（新CEAP）が採択された。新CEAPは、2015年12月に出された最初のCEAPの成果を踏まえたもので、欧洲グリーディールの中核政策のひとつ（one of the main building blocks of the European Green Deal）と明記された。新CEAPでは、資源集約的なセクターに重点を置き、特に生産や製品設計プロセスにおける資源循環に焦点を当てた。

【重点施策対象セクター/バリューチェーン】

1. エレクトロニクス、ICT
2. バッテリー、車両
3. 容器包装
4. プラスチック
5. 繊維
6. 建設・建物
7. 食品・食品サービス

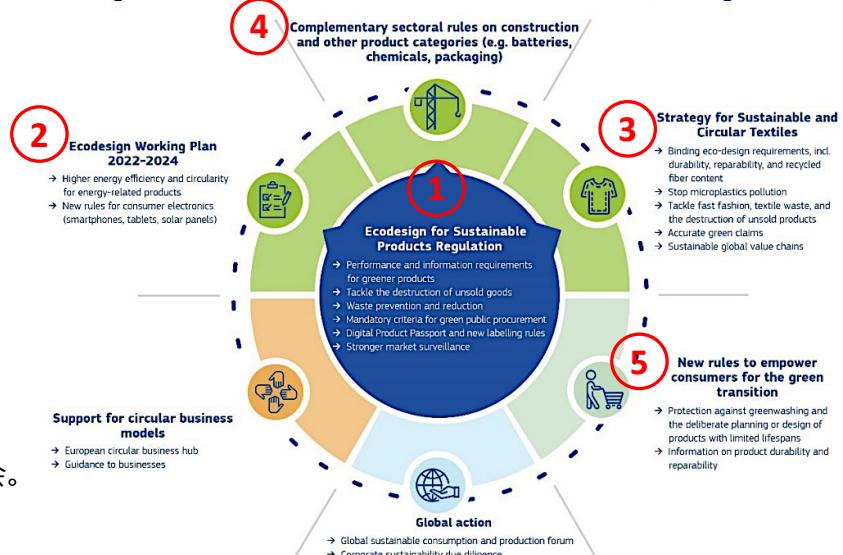
この他、消費者の「修理する権利」（Right to repair）の確保や、廃棄物削減と再利用促進、廃棄物回収についてEU全体で調和のとれたシステムの検討等が盛り込まれている。

エコデザイン規則案を含む政策パッケージ（第一弾）概要

欧洲委員会は2022年3月30日、新CEAPに基づき、サーキュラーエコノミー関連の新たな政策パッケージ（第一弾）を発表。本パッケージは、①サステナブルな製品設計に関するエコデザイン規則（案）(*7) を中核として、②エコデザインとエネルギー効率化に関する作業計画 2022-2024年、③持続可能な循環型繊維製品戦略、④建設資材の持続可能性に関する規則改正（案）、⑤消費者のエンパワーメントに関する指令（案）を含む一連の政策。なお、第二弾の政策パッケージ（包装や代替プラスチック等）は2022年7月の発表が予定されている。

〔図表3：サーキュラーエコノミー法案パッケージ〕

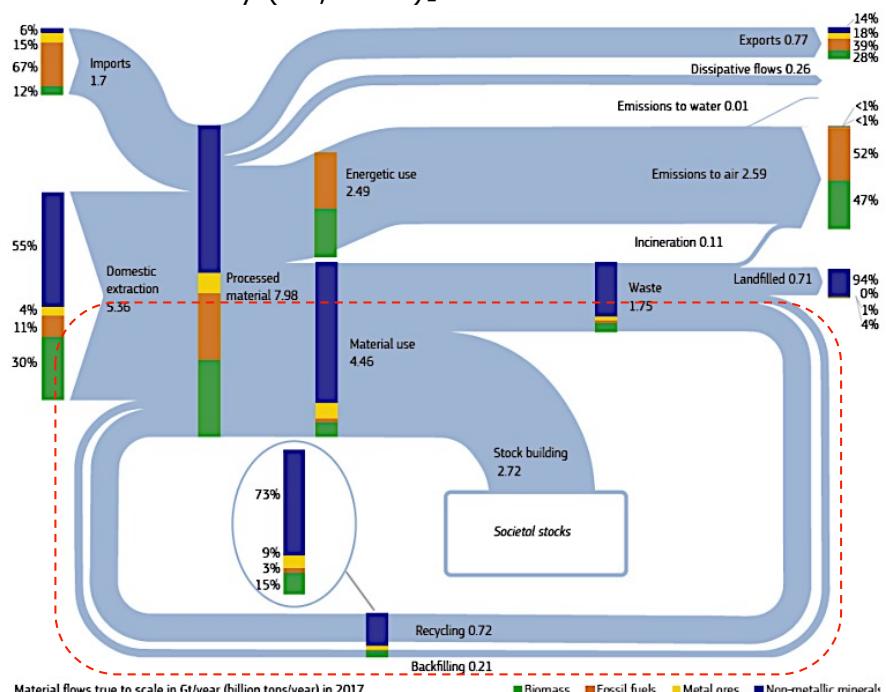
Making sustainable products the norm in a more resilient Single Market



（出所：欧洲委員会。
筆者付番）

政策文書の中で欧州委員会は、エネルギー消費の削減実績等をこれまでの取組みの成果として評価しつつ、欧州における資源フローは未だに「線形」のままで資源循環は限定的だと分析している〔図表4〕。その原因のひとつとして、加盟国が独自に制定している不統一な規制が消費者や事業者の混乱を招いていると指摘。今回提案された諸政策の導入により、EU市場に流通するほぼ全ての物品（“almost all physical goods”）についてサステナブルであることを規準（“norm”）とし、設計段階から再利用、廃棄までのライフサイクル全体を通じて循環的でエネルギー効率の高いものにするための真のサーキュラーエコノミーへの移行（“move to a truly circular economy”）を目指すとしている。規制対象となる製品について環境情報へのアクセスを可能にするデジタル製品パスポートの導入も提案された。

〔図表4：Material flow in the economy (EU, 2017)〕



（出所：欧州委員会）

エコデザイン規則（案）は今後、欧州議会・理事会の法案審議に入る。提案通り法案が承認されれば、製品群ごとの細則規定の決定については一定の範囲で欧州委員会に権限が与えられることになる点にも注目したい（EU機能条約290条により、立法行為の本質的でない要素を補足しまたは修正する場合は欧州委員会に委任することが可能。Delegated Actと呼ばれるこの委任行為は、EUタクソノミーなどでも行われているが、規則や指令等の通常立法プロセスとは異なり、欧州議会・理事会の異議申し立てがなければ通常の採択手続きを経ずに成立する。）。欧州委員会がEUレベルでの一層の規制調和（harmonization）の必要性に言及した政策文書を合わせ読めば、今後、サステナブル製品関連のルール作りにおいて、加盟国間の不調和を改め、EU全体として統一・調和的な規制枠組みへと向かう方向性を示唆するものと思われるが、独自の考えをもつ加盟国との調整には糾余曲折も予想される。

注

(*1) Kenneth E. Boulding, The Economics of the Coming Spaceship Earth

(*2) Walter Stahel and Genevieve Reday, Jobs for Tomorrow, the potential for substituting manpower for energy

(*3) COM(2005) 670 final

(*4) COM(2015) 614 final

(*5) Growth within: a circular economy vision for a competitive Europe, report by the Ellen MacArthur Foundation, the McKinsey Centre for Business and Environment and the Stiftungsfonds für Umweltökonomie und Nachhaltigkeit (SUN), June 2015

(*6) COM(2019) 640 final, European Green Deal, 2.1.3 Mobilising industry for a clean and circular economy

(*7) COM(2022) 142 final, 2022/0095 (COD), Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing a framework for setting ecodesign requirements for sustainable products and repealing Directive 2009/125/EC

用語解説



ここでは、本文中に登場した用語を解説します。
グリーンディールや欧州委員会について、
わかりやすく紐解きます。

第6次環境行動計画

(Sixth Community Environment Action Programme)

2002年7月に採択されたEUの行動計画（Decision No 1600/2002/EC of the European Parliament and of the Council of 22 July 2002 laying down the Sixth Community Environment Action Programme）。2002年から2012年までの10年間のプログラムで、気候変動危機への対応、GHG排出削減目標の達成、生態系の保全、環境改善を通じた市民の健康と生活の質の向上、資源効率改善、サステナブルな廃棄物処理への移行などを目標に掲げた。具体的な戦略アプローチとして、政策横断的に環境への配慮を求める環境統合の原則、市場や産業界、消費者を巻き込みサステナブルな生産・消費行動を促進することを目指した。

エレン・マッカーサー財団 (Ellen MacArthur Foundation)

元プロ・セーリング選手のエレン・マッカーサー氏が設立した、イギリスのチャリティ・コミッショナに登録する慈善団体。気候変動、生物多様性の喪失、廃棄物、汚染といった環境課題に取り組み、サーキュラーエコノミーへの移行を加速させることを目的に2010年9月に設立された。国際ネットワークの構築や研究・調査を行い、サーキュラーエコノミーに対する認識の醸成に貢献したといわれる。

「修理する権利」 (Right to repair)

サーキュラーエコノミーの観点から、消費者が購入した製品を修理しながらより長く使用できるよう、製品の修理しやすさや耐久性に関し情報提供を行い、また、修理用部品の調達しやすくするといった文脈でEU諸政策のなかで使われる用語。たとえば、家電製品に関する規制ではすでに販売者に対して一定期間、修理用のサービスパーツを保持・供給することなどが義務付けられている。欧州委員会では現在、消費財についてもRight to repairを奨励するため新たな政策イニシアティブを検討中で2022年秋の採択を予定しているという（COM(2022) 140 finalの6章 EMPOWERING AND PROTECTING CONSUMERS）。

デジタル製品パスポート (DPP : Digital Product Passports)

2020年3月発表の新CEAPでは、製品、部品および原材料に関する情報、それらのリサイクル性や分解性などについて透明性とトレーサビリティを確保することが産業製品に求められた。デジタル技術を活用し、製品ライフサイクルのあらゆる段階（設計、製造、使用、廃棄）において事業者や消費者やデータに確実かつ容易にアクセスできるようにする取組が進められている。「デジタル製品パスポート」はデジタル化された基本データの総称。

（2022年4月25日脱稿）